

第42回全国都市緑化ぎふフェア協賛金等募集要領

(目的)

第1条 この要領は、第42回全国都市緑化ぎふフェア協賛金等募集要綱第7条に基づき、協賛金等の募集に関し、必要な事項を定める。

(募集方法)

第2条 県内外の企業、団体及び個人に対して、フェア公式ウェブサイト等により募集する。

(協賛金等の内容)

第3条 協賛金等の種類は次の各号のとおりとする。また、協賛区分及び特典は、別表のとおりとする。

一 資金協賛

フェアの準備、運営に要する協賛金を第42回全国都市緑化ぎふフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提供すること

二 物品等協賛

フェアの準備、運営に要する物品、資材等を実行委員会に提供又は無償で貸与すること

三 広告協賛

協賛者が所管する広報媒体や広告物掲示場所等を実行委員会に提供すること

(協賛金等の申込み)

第4条 実行委員会は、協賛を行おうとする者に対し、資金協賛申込書（別記第1号様式）、物品等協賛申込書（別記第2号様式）又は広告協賛申込書（別記第3号様式）の提出を依頼する。

(資金協賛の受領等)

第5条 実行委員会は、資金協賛の申込者に対し、口座振込依頼書（別記第4号様式）により、実行委員会が指定する口座への協賛金の振込を依頼する。
2 実行委員会は、協賛金の納付を確認した後、資金協賛の申込者の希望により資金協賛領収書（別記第5号様式）を発行する。

(物品等協賛の受領等)

第6条 実行委員会は、物品等協賛の申込者に対し、納入の時期・場所・方法

並びに処分又は撤去の時期等の条件を付して、物品等の納入を依頼する。

- 2 実行委員会は、物品等の納入を確認した後、物品等協賛の申込者の希望により物品等協賛受領書（別記第6号様式）を発行する。

（広告の受領等）

第7条 実行委員会は、広告協賛の申込者と広報媒体や広告物掲示場所等に係る具体的な内容及び条件等を協議のうえ決定するものとする。

- 2 実行委員会は、広告協賛の実施を確認した後、広告協賛の申込者の希望により広告協賛受領書（別記第7号様式）を発行する。

（協賛金等申込書の不受理）

第8条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その申込書を受理しないものとし、申込者に対してその旨を通知する。

- 一 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はフェアを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れがある場合
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である場合
- 三 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- 四 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。以下同じ。）をいう。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事、その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している場合
- 五 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している場合
- 六 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している場合
- 七 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している場合

- 八 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合
 - 九 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している場合
 - 十 フェアの開催理念等の趣旨に反する場合や品位を損なうおそれがある場合、又は正しい理解を妨げるおそれがある場合
 - 十一 その他実行委員会が不相当と判断する場合
- 2 実行委員会は、協賛金等を納付又は納入した者(以下「協賛者等」という。)が、納付後又は納入後に、前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者等に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金等を返戻する。
- 3 協賛者等は、第1項の規定による協賛金等申込書の不受理又は前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

(中止)

第9条 社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により、フェアを中止する場合の協賛金等の取り扱いについては、実行委員会と申込者又は協賛者等が協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

別表

1 協賛区分

協賛①：100万円以上

協賛②：10万円以上

2 特典一覧

特典内容		協賛①	協賛②
1	フェア公式ガイドブック等印刷物への名称等掲載	○	テキストのみ
2	フェア公式ウェブサイトへの名称等掲載	○	テキストのみ
3	協賛ボードへの名称等掲載	○	テキストのみ
4	開会式等へのご招待	○	—
5	フェア協賛の呼称を使用する権利	○	○

※1の掲載順位は、実行委員会が決定する。

※2,3の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合は申込順とする。

なお、金額と申込みが共に同じ場合は、50音順に掲載する。

※1,2,3の掲載サイズ等詳細は、実行委員会が決定する。